

直結増圧式給水に関する誓約書

年 月 日

高石市長 宛

給水装置工事申込者

住所

氏名

TEL.

建物の所在地	
建物の名称	
管理責任者	
連絡先(TEL.)	

上記建物に係る直結増圧式による給水装置の維持管理について、下記事項を誓約します。

記

1. 故障時の対応

直結増圧式給水は、断水や水圧低下のとき、貯水槽のような貯留機能がないため水の使用ができなくなることを承知しています。なお、停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、または水圧低下により一時的な取水不良が発生したときは、直結給水栓を使用します。

2. 定期点検

増圧給水設備および逆流防止装置の機能を適正に保つため、1年に1回以上の定期点検を行うと共に必要な修繕を行ないます。

3. 損害補償

直結増圧式給水に起因する事故が発生し、水道担当課及びその他使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。

4. 給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧式給水とした場合、これに起因する漏水および赤水が発生したときは、配管の布設替等を所有者または使用者の責任において行い、水道担当課の指示に従い速やかに改善します。

また、すべての給水管において新設既設を問わず維持管理については、第一止水栓以降の漏水等修理が必要となった場合は、建物所有者の費用で修理します。

5. 水道メーターの管理、検針業務、漏水及び工事時の協力

水道メーターは、検針業務等に支障のないように管理するとともに、オートロック等設備等が設置される建物の場合は、検針業務等に支障がないよう協力します。

なお、支障が生じた場合は、水道担当課の指示に従い所有者または使用者の費用で速やかに改善します。また、計量法に基づく水道メーターの取替えおよび水道メーターの異常等による取替えには水道担当課に協力し、断水することを承諾します。

上記に加え、水道管の漏水や工事時に、断水することを承諾し、協力します。

6. 誓約事項の継承

所有者または管理者を変更するときは、変更後の所有者または管理者に対して、当該誓約事項について、責任をもって継承します。（管理者の変更時、変更届の提出のこと。）

7. 条例・規定の遵守

上記各項のほか、取扱上必要な事項については、高石市水道事業条例及び施行規程、集合住宅等の各戸検針及び各戸徴収に関する要綱並びに給水装置施工基準等を遵守します。

8. 紛争の解決

上記各項の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道担当課には一切迷惑をかけません。